

業務部速報



No. 108

発行 22. 1. 19

JR東労組 業務部

組合員の声をもとに全27項目を提出! ~NO.2~

【各種手当等】

- ・別居手当の支給額について、賃金規程第131条(2)「前条第1項第3号イの場合」月額20,000円を月額30,000円に増額すること。
- ・現行の寒冷地手当では、暖房等の電気代や燃料代が賅えないため、寒冷地手当定額表に掲げる額を一律15,000円増額すること。
- ・自動車等の通勤手当の支給額について、一利用区間の距離が10km未満の場合は月額3,700円とすること。また、一利用区間の距離が40km以上の場合の上限を撤廃し、10km増えるごとに4,800円を加算すること。
- ・通勤時において駐車場等を利用する者に対して契約金額の支給を行うこと。
- ・各線区において猪や鹿等と衝突する事象が増加し、除去等対応する組合員は感染症等の危険があることから、1回の対応につき2,000円に増額し支給対象を拡大すること。
- ・内燃車及び新幹線の転換教育の技術指導を行う者として特に指定された者に5,000円を支給すること。
- ・ワンマン運転の拡大に伴い、運転士に対する負担が増加していることから、ワンマン加給について時間額及びキロ額の増額を行うこと。
- ・鉄道車両製造・整備技能士検定(1級及び2級)に合格した場合は、技能が向上し、車両の品質向上に貢献できることから受験料を全額会社負担とすること。
- ・班長に指定される者に対して月5,000円の手当を新設すること。
- ・車両のトイレの故障対応を行った場合、1回の対応につき1,000円の手当を新設すること。
- ・線路閉鎖責任者に指定された者に対して1回の作業につき1,000円の手当を新設すること。
- ・保守用車責任者に指定された者に対して1回の作業につき1,000円の手当を新設すること。
- ・業務用緊急自動車(レスキュー車含む)による緊急走行をした者に対して1回の運転につき1,000円の手当を新設すること。
- ・夜勤時の睡眠時間を実質3時間確保できる勤務とすること。
- ・出向特別措置の支給額(月額)を一律5,000円増額すること。



私たちの労働条件維持・向上の要求実現に向けてただかおう!

申21号「組合員の声に基づく総合労働条件改善の実現を

求める申し入れ」を提出!